

第12回教育委員会会議

1 日時 令和7年9月26日（金） 午後3時～午後4時50分

2 場所 インクルーシブ教育推進室2階 研修室2

3 出席者

多田 勝哉 教育長

大竹 伸一 教育長職務代理者

長谷川 葵 委員

森 久佳 委員

高井 俊一 教育次長

山口 照美 港区担当教育次長

工藤 誠 福島区担当教育次長

福山 英利 教育監

松田 淳至 総務部長

松浦 令 政策推進担当部長

上原 進 教務部長

本 教宏 生涯学習部長

中道 篤史 指導部長

乗京 慎二 第3教育ブロック担当部長

橋本 洋祐 総務課長

有上 裕美 連絡調整担当課長

山東 昌弘 学校適正配置担当課長

上田 慎一 教職員人事担当課長

中川 達雄 教職員サービス・監察担当課長

坂本 健太 教職員給与・厚生担当課長
笹田 愛子 生涯学習担当課長
近藤 健司 英語イノベーション担当課長

中野 泰志 教育政策課長
中谷さおり 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森委員を指名
- (3) 案件

議案第61号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について
議案第62号	福島小学校・上福島小学校の学校再編整備計画の策定について
議案第63号	国際バカロレア教育について
議案第64号	大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案
議案第65号	教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案
議案第66号	教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案
議案第67号	令和8年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト第2次選考合格者の決定について
議案第68号	「大阪市教育振興基本計画」改訂（素案）（パブリック・コメント案）について
報告第26号	令和7年度（令和7年4月1日から同年8月31日まで）における教職員の懲戒処分の状況について
報告第27号	職員の人事について
報告第28号	校長公募にかかる第2次選考の結果について

協議題第14号 第5次生涯学習大阪計画（素案）について

協議題第15号 「教職の魅力向上方針」について

協議題第16号 「学校園の働き方ビジョン」等について

なお、報告第27号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、報告第28号については、会議規則第7条第1項第2号及び第5号に該当することにより、議案第67号及び第68号、協議題第14号から第16号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

（4）議事要旨

議案第61号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書の2ページをご覧ください。2名の臨床心理士委員を引き続き委嘱するものである。今回、引き続き委嘱する方は、臨床心理士の伊藤俊樹様、同じく臨床心理士の阿部彩様である。委員の任期に関しては、6ページに参考に付けている「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則」第3条第1項で2年と定められているため、本日も承認いただいたら、伊藤氏については、令和7年10月1日から令和9年9月30日、阿部氏については、令和7年11月1日から令和9年10月31日としたい。

引き続き委嘱を行う理由としては、伊藤氏及び阿部氏は、この間、複数の本市のいじめ重大事態調査において、滞りなく調査を遂行いただいております、その資質に問題がないこと、また両委員とも現在も調査中の事案にも携わっていただいていることから、引き続き委嘱を行うものである。なお、議案書の3ページに委員の一覧を記載しているので、ご参照いただきたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第62号「福島小学校・上福島小学校の学校再編整備計画の策定について」を上程。

工藤福島区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

資料2ページをご覧ください。「福島小学校・上福島小学校 学校再編整備計画（案）」で

ございます。教育環境の確保及び教育活動の充実を目的とした学校配置の適正化を推進するため、次のとおり福島小学校及び上福島小学校における学校再編整備計画を策定するものである。

「1 学校再編整備の対象校」は、福島小学校と上福島小学校の2校である。「2 学校適正配置の手法」は、5ページの別紙1をご覧ください。図のとおり、上福島小学校の通学区域の一部を、福島小学校の通学区域に変更する。この変更は、下段の※印に記載があるとおり、令和2年4月に、福島小学校の収容対策及び上福島小学校の適正規模化のため変更した通学区域を、令和元年度以前の通学区域に戻すものである。「3 学校適正配置の時期」については、令和9年4月に通学区域の変更を行う。「4 再編実施後の学校施設の所在地及び改修等の計画」については、適正配置の手法が通学区域の変更であるため、学校の所在地に変更はない。また、既存校舎を活用するため工事の予定もない。「5 学校再編整備後の通学路と安全対策」は、通学区域の変更により通学路に変更が生じる福島小学校の通学路を別紙2に掲載しているので、ご参照いただきたい。通学路においては、児童が安全・安心に登下校できるよう、今後、学校適正配置検討会議において意見を聴取し、警察や道路管理者等の関係先とも協議しながら、必要な対策を検討して参る。3ページをご覧ください。「6 当該学校の児童数の推移・見込み」は、(1) 福島小学校について、表をご覧ください。令和7年度は児童数259人10学級である。今後も児童数は減少していき、令和11年度には全ての学年において単学級になることが見込まれている状況である。(2) 上福島小学校について、令和7年度は児童数408人14学級であり、今後も変動はあるものの、児童数は増加することが見込まれている。(3) 学校再編整備後の小学校の児童数・学級数の見込みについて、4ページの表をご覧ください。学校再編整備後は、令和13年度には、福島小学校は13学級と適正規模になる見込みであり、上福島小学校は13学級で適正規模を維持する見込みである。なお、いずれの学校についても、通学区域を変更する令和9年度以降の1年生については、変更後の通学区域に居住する児童数から推計を算出している。また、令和9年度の2年生から6年生については、通学区域の変更後も現在の小学校に卒業まで通学すると想定して推計を算出している。「7 学校適正配置検討会議で意見聴取する事項等について」は、本計画に関する事、通学路に関する事、その他必要な事項について意見を聴取する。通学区域の変更に伴い、標準服等新たな物品が必要となる場合は、教育委員会が用意し、保護者に過度の負担を与えることのないよう配慮する。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 本件につきましては、校区が以前の形に戻ることとなります。今後、検討会議でも、さまざまな議論が行われるものと考えております。引き続き、地域の皆様のご意見を伺いながら、丁寧に進めていただきますようお願いいたします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第63号「国際バカロレア教育について」を上程。

乗京第3教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

今回、国際バカロレア教育の候補校申請を行うため、複数回ご協議いただいた「国際バカロレア教育の導入」についてお諮りする。改めてになるが、目的として、「グローバル人材の育成」をめざし、学習指導要領との親和性の高さ等も踏まえ、本市教育の選択肢の一つとして国際バカロレア教育の導入を進め、本市の探究・協働学習をより充実させ、自己の意見が主張できるように、自尊感情を高め、国際的に活躍できる人材を育成するものである。また、この教育手法を活用することで、教員の授業改善や、児童生徒の情意面の向上等についてもめざして参る。

それでは資料をご覧ください。国際バカロレア (IB) の概略をお伝えする。国際バカロレアは、スイスに本部がある国際バカロレア機構 (IBO) が提供する国際教育プログラムになる。IBは、世界各地で学ぶ児童生徒に、「人がもつ違いを違いとして理解し、自分と異なる考えの人々にもそれぞれの正しさがあり得ると認めることのできる人として、積極的に、そして共感する心をもって生涯にわたって学び続けるよう働きかけて」おり、国際的視野を中心に位置づけている。このようにIBは、世界のどのような場所・文化圏においても受講可能な教育として展開されており、各学習分野を関連づけ、教科内容の関係性を探究するなど探究・行動・振り返りのサイクルを通じて学びを深める。現在4つのIBプログラムが展開されている。本市では、学習指導要領の範囲内かつ日本語で指導できるPYPとMYPを、公平性の観点より全市募集を実施している施設一体型小中一貫校「むくのき学園」に同時導入し、9年間の学びの連続性を活かした、「主体的に学ぶ」児童生徒の育成に努めて参りたいと考える。単元の一部や総合的な学習の時間に行っている探究・協働学習の手法を、IBプログラムを活用し、他の小・中学校と同じように教科書等を用いながら、学びの促し方を変化させ、児童生徒の「分かった」を教室内に留まらせず、実際の社会生活で実践応用できるよう、より深化させていくものである。

資料2ページ、IBプログラム認定までの流れをご説明する。認定校になるためには、国際バカ

ロレア機構 (IBO) による 2 回の審査が必要となる。まず、関心校となり、情報収集や必要な研修受講及び事務手続きを経て 1 回目の審査を受ける。審査をクリアすると、候補校としての認定を受ける。この候補校認定を受け、初めて IB プログラムを活用しながら授業実践や教育課程の編成及び必要な各教員研修を受講し、事務手続き等を経て 2 回目の審査を受ける。この 2 回目の審査をクリアし、認定校として認定されることで、対外的にも IB 認定校としての実践が可能となる。現在のステータスは、資料にお示ししている通り、1 回目の審査を受けるための候補校書類作成等に取り組んでおり、教員研修については、当該校と連携し、申請に必要な PYP・MYP 研修を受講し終えた。次に、国際バカロレア教育の導入校及び本市と同じく審査等を受けている現状についてお伝えする。国内における国際バカロレア認定校等数は 251 校となり、PYP・MYP については、合わせて 117 校となる。さらに国公立校に限ると 11 校となる。把握している状況については、公立校で候補校となっている市は香川県三豊市、岡山県備前市、北海道鹿追町となっている。

次は、実施する学校について、「小中一貫校 むくのき学園」は、2014 年に、啓発小学校及び中島中学校にて開校している。両校は伝統と地域に密着した長い歴史を持つ学校であるが、ICT や生成 AI 等の積極的な活用によって、新しい知識を広げる機会を提供するなど多様な教育的ニーズを満たしている学校である。学校の受け止めとしては、IB プログラムを活用することで、今まで培ってきた伝統や取組を整理し、より地域や子どもたちに響く、淘汰された教育活動が展開できると考えており、地域からも、少子化の流れからくる在籍者数の減少対策として、IB の導入はあり得る選択肢であり、学校の選択を支持しており、引き続き、時代に即しつつも、伝統を重んじる学校を継続して欲しいとのことである。事務局としても、校区の通学する児童生徒への影響等について考慮するなど、当該校や局内の担当課とも引き続き連携して参る。

最後になるが、資料 5・6 ページは「事務局と学校の動き(予定)」である。当該校と事務局で策定し、計画に基づき、確実に認定校となるよう、引き続き IBO から候補校の認定を得られるまで、情報管理には気をつけながら、学校の伴走者として事業を進めて参る。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 現場の教員の負担が増大することが懸念されますので、事務局及び教育委員会による適切なバックアップ体制の構築をお願いします。また、せっかくの全市募集ですので、この学校の特色や優れた点について積極的な広報を行い、ぜひ、希望者が増えるように進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

【乗京第3教育ブロック担当部長】 ご意見ありがとうございます。教員の負担軽減を図るため、事務局としても研修等に参加しながら学校を支援し、伴走できる体制を整えてまいります。また、新たな学校の取組ということで、積極的な広報を行い、周知に努めてまいります。

【大竹委員】 長谷川委員のご意見に関連して、地域、特に現校区の住民の方々におけるバカロレア教育の受け止めや理解について、どのように考えておられますか。

【乗京第3教育ブロック担当部長】 地域の方々には新たな教育の導入について説明を進めており、児童生徒数減少への対策として前向きなご意見をいただいております。導入に際しては、現場への急激な変更による負担を避け、3年間をかけて段階的に進める方針です。今後も丁寧に地域とコミュニケーションをとり、伴走者として実施してまいります。

【多田教育長】 ただいまのご質問について補足いたします。教育の内容についても十分にご説明をし、今後実践をしながら地域の皆様のご理解とご協力を得て進めていくと、そういう趣旨だということですね。

【乗京第3教育ブロック担当部長】 そのとおりでございます。

【森委員】 ありがとうございます。本件は全国的にも先行事例が少なく、新たな挑戦になると認識しております。その中で、既に管理職の方は研修を受けておられますが、令和7年度に予定されている教職員の実践校視察について、可能な限り多くの関係者が参加できるよう配慮いただけると、よりイメージの具体化や理解促進に繋がると考えています。今後の計画についてご説明をお願いします。

【乗京第3教育ブロック担当部長】 ありがとうございます。事務局同行のうえ管理職及び教職員の一部は既に実施校の視察を行っており、今後も授業視察の機会を広げるなど、関係教職員ができる限り参加できるよう調整し、実践的な理解を深めてまいります。

【森委員】 ご説明いただき、ありがとうございます。今後ともよろしく願います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第26号「令和7年度（令和7年4月1日から同年8月31日まで）における教職員の懲戒処分
分の状況について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

報告書2ページをご覧ください。本件は今年度から教育長の専決により、懲戒処分を行う

こととしたことを受けまして、この場においてご報告をさせていただく。報告期間は、令和7年4月1日から同年8月31日までで、期間中に7件7名の懲戒処分を行った。学校の種類別としては、中学校が4件で内訳としては減給が2件、戒告が2件、小学校が3件で全て停職処分となっている。前年度同期が13件あったところ、この期間においては、今年度は7件となっている。次に、行為の態様別については、一般サービス関係は4件で内訳としては、停職が2件、減給が1件、戒告が1件で、一般非行関係は3件で内訳として停職が1件、減給が1件、戒告が1件となっている。一般サービス関係については、前年同期11件だったものが、4件へと減少をし、一般非行関係は、前年同期2件から3件に増加をしている。

次に、3ページをご覧ください。期間中に行った懲戒処分7件の一覧である。内容はご覧のとおりだが、一般サービス関係の体罰、暴力行為等の案件について、中学校教諭が部活動において、部員の胸倉を掴み、またラインカーを引きずりながら投げて数名の部員を威嚇したものを減給1月とし、部活動顧問に従事させないこととした。喫煙の関係について行為の期間や回数の多さなどから停職1月とした。

次に、4ページをご覧ください。サービス規律確保における教育委員会の主な取組を掲載している。主に3点で、令和7年6月に市長が委員長を務める大阪市サービス規律刷新プロジェクトチーム会議において決定された重点取組項目である教職員による児童生徒に対する非違行為及びハラスメント事案の発生防止について、各校園長あてに通知を発出した。この通知においては、重点取組項目について教職員一人ひとりへの周知徹底を求めるとともに校園長による管理監督及び各学校の状況に応じた取組の実施など非違行為の防止に努めるように指示をしたところである。次に、サービス規律の強化や人材育成手法の改善のために令和5年度にサービス規律の刷新及び人材育成手法の改善検討ワーキンググループを設置し、研修体系の見直しを行った成果を踏まえ、令和7年度の6月から全教職員を対象としたサービス研修を実施した。まずオンデマンド型のサービス研修でキャリアステージごとに発生傾向の高い非違行為に重点をおいた内容で実施するとともに、今年度はハラスメント事案防止のための動画視聴を組み込むなど内容を工夫した。次にグループワーク型の研修について、実際の懲戒処分事例から作成した研修素材である事例研修シートを活用している。各校園の管理職を講師として効果的に実施できるよう校園の状況に応じた事例を選択できるようにしている。今年度はハラスメント事案等の事例を追加して内容の充実を図った。令和7年7月に他の自治体の教職員が児童生徒を盗撮し、画像などをSNS上の教職員間で共有し逮捕された事案を受けて、児童生徒性暴力等の防止等に関するサービス規律確保の徹底についての通

知を発出して、教職員による児童生徒性暴力等の行為をした場合には、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わず原則懲戒免職処分となることを改めて周知徹底をした。さらに被害を未然に防止する観点から教職員個人のスマートフォン等の私的端末で児童生徒等を撮影しないこと等について、適切に取り組むこととし、改めて注意喚起をした。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 本日の報告事項につきましては、以上の内容で進めさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議案第64号「大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案」、議案第65号「教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」、議案第66号「教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」についてを一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

それでは、議案第64号、65号、66号を、一括してご説明する。いずれも規則の一部を改正するものである。

議案第64号の2ページをご覧ください。本件は、時間単位の「介護休暇」又は「介護時間」を取得する場合において、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止し、勤務時間の途中でも取得可能とするため、学校園に勤務する技能職員が対象となる「大阪市立学校職員就業規則」、学校園に勤務する臨時的任用職員が対象となる「教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」及び学校園に勤務する会計年度任用職員が対象となる「教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」を改正するものである。

2ページの番号2及び3に改正の理由と主な内容を記載している。まず、この度の改正の背景について、国において、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度について、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能としている取扱いが廃止されることになった。これに関して、関係する法律の一部改正が令和7年10月1日に施行され、総務局において関係する条例の改正が行われる予定となっている。このような育児に関する取扱いの多様化を鑑み、介護に関する取扱いについても、時間単位の「介護休暇」又は「介護

時間」を請求した場合において、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止することとしたため、条例改正に伴う必要な規定整備と併せて、所要の改正を行う。施行期日は、令和7年10月1日としている。なお、教員などの非現業の正規職員については、市長部局において当局と同様に必要な規則を改正する予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 内容につきましては異存ございません。ただし、労働時間管理に関わる事務負担が増加する可能性がありますので、適切なシステムの導入等により、効率的な管理を図っていただきますようお願いいたします。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第67号「令和8年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト第2次選考合格者の決定について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

この選考については、本年1月28日の教育委員会会議において「実施要項」をご承認いただき、これを2月7日に公表し、これまで進めてきた。なお、第1次選考の結果は6月27日に発表し、第2次選考は8月23日まで実施し、本案件は最終合格者を決定するものである。

令和8年度は、志願者数、受験者数ともに令和7年度より減少しており、志願者数が2,251人、受験者数が1,909人である。最終合格者は969人であり、校種別の内訳は、表のとおりである。昨年度から実施している「大学3年次前倒し特別選考」については、志願者数、受験者数ともに令和7年度より増加しており、志願者数が392人、受験者数が321人、合格者が309人であり、校種別の結果は、表のとおりである。今年度の1次筆答テストに合格した309名は、来年度選考テストの1次筆答テストが免除される。

倍率については、最終合格者数が増えていることもあり、令和7年度の2.8倍から、2.0倍へ低下している。

合格者の平均年齢 については、27.1歳である。

次に、校種別の志願者・受験者・合格者数を記載している。採用予定数が最も多い「小学校」を例にすると、志願者数が936人、受験者数は第1次選考が650人、第2次選考は第1次選考の合

格者と第1次選考免除受験者の計731人となっている。最終の倍率は、1.5倍となっている。

なお、昨年度から実施している「教諭経験者特別選考」の合格者数は、89名となっている。つづいて、校種・教科別の平均点、校種・教科別の合格基準点、合格最低点を記載している。各テストの配点、各種加点申請状況と結果、大学推薦特別選考特例、教職大学院推薦特別選考特例の受験者数・合格者数を記載している。

次に、令和6年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストから実施している選考区分であるスペシャリスト特別選考については、中学理科において1名の志願者がおり、その1名が合格となっている。

本日も承認いただけたら、本日17時に合否結果の発表を予定している。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 小学校の教員採用試験の競争倍率が1.5倍と低下しているとのことですが、倍率の低下がそのまま受験者の資質や質の低下につながると考えてよいのでしょうか。倍率が低くても、適切に受験者の資質や質を見極め、確保できているとお考えかお尋ねします。

【上原教務部長】 一概に倍率の数字のみで受験者の質を判断することは難しい面があります。面接など人物本位の選考を重視して採用を行っており、合格者の質はしっかりと見極めています。また、昨今の教員不足の影響により受験者自体が減少傾向にあり、特に現場で常勤講師として働きながら受験している層が正規採用で合格・就職していることも、倍率低下の一因です。そのため、採用者数を増やして人材確保に取り組むとともに、合格者の適切な育成にも努めてまいります。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第68号「「大阪市教育振興基本計画」改訂（素案）（パブリック・コメント案）について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

9月9日の教育委員会会議でいただいたご意見等を踏まえ、修正した内容を説明する。

議案書22ページをご覧ください。長谷川委員からいただいた最新のテクノロジーにアップデートしていくようにしてほしいとのご意見を踏まえ、「ネットリテラシー」を「社会情勢の変化

に対応した情報モラル」と修正した。なお、後段に出てくる同趣旨の文章も同様に修正している。

23ページでは、外国につながる児童生徒の保護者を対象とした日本語教室について、その趣旨と社会教育の分野で支援していくことが明確になるように修正した。

24ページでは、目標について、就学前教育カリキュラムはこれまでも継続して行っているため、幼稚園の先生に伝わりやすいように文言を整理した。

26ページでは、目標の「全国学力・学習状況調査における学力に課題の見られる児童生徒の割合」としていたものを、全国平均をめざすこととして「全国との差」とし、令和11年度の目標値を0%以下とした。

36ページでは、「施策1-1 いじめへの対応」において、児童生徒及び保護者へいじめに対する本市の方針及び学校の方針を説明していく旨を追記した。

37ページの具体的な取組例及び施策目標の3つ目にも「大阪市いじめ対策基本方針」を説明する旨を明記した。また、具体的な取組例の最後に、長谷川委員のご意見を踏まえ、「最新の技術等を介しいじめ等に係る啓発リーフレットの作成・配付」を追加した。

38ページでは、赤木委員のご意見を踏まえ、不登校への対応として「未然防止に向けた魅力ある学校づくりに努めること」、「児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりや良好な人間関係の構築を図ること」を追記した。

44ページでは、「大阪市通学路安全プログラム」に基づく合同点検を追記した。また、情報モラルについて、「社会情勢の変化に対応した情報モラル」と変更している。

48ページでは、「体験的な学習を実施することで自己有用感を高め、自己肯定感の向上につなげていくこと」と修正した。

49ページでは、具体的な取組例の最後に「学校園におけるインターネット上の人権侵害に関わる取組についての進捗管理」を追記した。

51ページでは、23ページで説明した基本的な方向2と同様の修正をしている。

53ページでは、施策目標で、24ページで説明した基本的な方向3と同様の修正をしている。

54ページでは、総合的読解力育成カリキュラムの作成を終えたことから、文言を整理した。

58ページでは、森委員のご意見を踏まえ、非認知能力の整理を行った。「学びの土台となる力（非認知能力）」として「目標に向かいねばり強く取り組む力」など具体例を記載するとともに、個別最適な学びの推進に向けた支援を行うこと、また、「学びの土台となる力（非認知能力）の適切な測定の方法、および効果的な育成の在り方等について検証を進めていくこと」について記載

している。

61ページでは、長谷川委員のご意見を踏まえ、運動やスポーツをすることは体力・運動能力向上のみならず健康教育にもつながるため、「生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身ともに健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成を図る」と追記した。

64ページの「ICTを活用した教育の推進」の具体的な取組例では、「社会情勢の変化に対応した児童生徒のデジタルリテラシーを育成するための教員研修やデジタル学習基盤を前提とした指導方法に関する事例提示」を追記した。

66ページのこれまでの成果と課題では、「これまでの取組を継続しながら、ICTや学習者用端末を積極的に活用し、児童生徒の学力面や心情面に関する個別のデータについても経年的・客観的に把握・分析することにより、多面的に一人一人の児童生徒を丁寧に見ていく必要がある」と追記した。

67ページでは、働き方改革のビジョン名を変更したので、「学校園の働き方ビジョン」と修正した。その他、第1編、第2編について、文言修正など内容に影響しない箇所については説明を割愛するが、変更箇所については下線部で表示しているので、適宜参照されたい。

続いて、議案書92ページをご覧いただきたい。こちらは、パブリック・コメントの資料とする計画改訂素案の概要版である。基本理念、最重要目標、計画の位置付け等、議案書の18ページ、19ページの内容をまとめている。

次に93ページ、94ページは3つの最重要目標に9つの基本的な方向と各施策をまとめて計画の概要を把握できるようにしている。本日も承認をいただいたら、10月上旬ごろに概要版と計画改訂素案についてパブリック・コメントを行い、市民のみなさまからご意見をいただくよう進めていく。

質疑の概要は次のとおりである。

【森委員】 本件につきましては、内容の修正案というよりも意見となりますが、今後、パブリック・コメントの結果等も踏まえてご検討いただくことになるかと思えます。用語解説につきましては、どの用語を説明に含め、どれを除外するのか選定が難しいところです。しかし、市民の方にも理解しやすくするために、専門用語だけではなく、日常的な言葉であっても今回の教育振興基本計画において特に重要性を持つ用語（例：「教育コミュニティ」や「非認知能力」など）については、大阪市としての定義や重点を明確にして解説いただくことで、市民への分かりやす

さや共有に資するものと考えます。選定や解説の度合いは難しいところかとは思いますが、引き続き配慮いただければ幸いです。

【多田教育長】 ご意見ありがとうございます。今後、パブリック・コメントの実施までに多少猶予もございますので、総合教育会議などの協議の場も活用しながら、その都度いただいたご意見を反映し、丁寧に進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第14号「第5次生涯学習大阪計画（素案）について」を上程。

本生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

素案の作成に際しては、去る6月24日の教育委員会会議において、改訂の方向性と、骨子についてご確認いただいたうえで、この間2回開催した社会教育委員会議や区担当教育次長会議等におけるご意見を踏まえ作成したものが、本日も説明する第5次計画の素案となる。本日は時間の都合上、本文ではなく、第5次生涯学習大阪計画（素案）の概要を使ってご説明する。必要に応じて25ページ以降におつけしている、素案本文の方もご覧いただければと考えている。

それでは資料3ページをご覧いただきたい。初めに「生涯学習大阪計画とは」としては、「大阪市の生涯学習推進にむけて、現状と課題を踏まえ、総合的に講ずべき施策の方向性と内容を明らかにすることを目的として策定」することとしている。また、次に、「生涯学習」としては、子ども・青少年期の段階から、学校において行う学習のみならず、生涯にわたって行うものであり、市民一人一人が自らに適した手段・方法で、主体的に生きる力を身に付け、自己実現を図るものとし、さらに、学んだ知識・技術等を活かして、社会に参画したり、直面する様々な課題を主体的に解決したりすることとしている。

次に資料4ページをご覧いただきたい。ここでは、この間の4期にわたる生涯学習大阪計画の計画期間とその基本理念を示している。詳細は後ほどご覧いただきたい。

次に資料5ページをご覧いただきたい。ここでは「生涯学習の現状と課題」として、まず、社会状況の変化であるが、初めに、大阪市をめぐる社会状況として、外国人住民の急増による人口の増の状況や、今後見込まれる65歳以上人口の増及び0～14歳人口の減、また平均寿命及び健康寿命の伸びや相対的貧困率について記載している。

次に、生涯学習に関する国の動向として、平成29年度からの社会教育法の改正から、令和5年

度の国における第4期教育振興基本計画に触れたうえで、この間の中央教育審議会での動きを記載している。

最後に、本市行政の動向として、令和6年に策定された新・市政改革プランや、大阪市教育振興基本計画に基づく教育行政の動向、この間、進めて参った分権型教育行政について記載している。

次に資料6ページから7ページにおいては、第4次計画における成果と課題として、数値目標の推移を記載している。まず、成果としては、個々の目標値については概ね達成されているが、目標の4番「オンライン講座、研修機会の提供」については、当初コロナ禍を踏まえた目標値となっており、対面による講座・研修の良さも見直されつつあることから、結果として目標値には到達していない。また、10番、12番の何らかの学習活動をしているかといった、民間事業者によるアンケートについても、目標として掲げていたコロナ禍以前の数値までには戻っていない結果となっている。

なお、11番の市立図書館の来館者数とHPアクセス件数の合計については、令和7年1月の図書館システムの更新に伴い、ホームページアクセス数の集計方式を変更したため、令和6年度の実績値については減となっている。その他の目標については令和7年度の最終的な数値は出っていないが、概ね順調に進捗しているものと考えている。

次に資料8ページについて、ここでは、昨年度行われた、社会教育委員会議にける本計画の改訂方針について確認された事項を記載している。第5次計画の策定に際しては、第4次計画の「基本理念」や「めざすべき未来像」を引継ぎ、現状の課題に対する対応として、①外国人住民の急増を踏まえた識字・日本語教育への対応、②急速なデジタル社会の進展を活かした学びへの対応、③生涯学習を支える人材の持続的な活動を支援、④多様な主体との連携・協働への対応といった、4つの観点を加味する形で策定することとした。

次に資料の9ページ、ここでは計画の位置づけ、及び計画期間について記載しており、計画の位置づけについては、「大阪市教育振興基本計画」と生涯学習に関する理念を共有することとし、計画期間については、同じく教育振興基本計画と同様、「令和8年度～令和11年度の4年間」としている。

次に資料の10ページ、ここでは、大阪市の生涯学習の未来像として、社会教育委員会議等での議論経過を踏まえ、第4次計画の基本理念及びめざすべき未来像を記載している。

次に資料の11ページ、ここでは第5次計画の最重要目標として、3つの指標を記載している。

まず1つ目は、本市における外国人住民の急増を受け、今後、重点的に取り組んでいくべき施策として、①「識字・日本語教室等に参加することで、より暮らしやすくなった」と回答する割合を91.2%（R6年度実績値）から95%（R11年度目標値）。2つ目は、生涯学習の重要な視点を図る指標として、②「生涯学習センターの講座等をきっかけに、様々な学習や活動につなげたいと思うか」に対して肯定的に回答する割合」。新たな指標のため、実績値なしから90%以上（R11年度目標値）。3つ目は、第4次計画の重要目標を引き継いで、引き続き全国学力・学習状況調査の質問紙より、③コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の取組によって学校と地域や保護者の相互理解は深まりましたか」に肯定的に回答する小中学校の割合を小学校88.3%（R6年度）から95%（R11年度目標値）。中学校の割合を86.8%（R6年度）から90%（R11年度目標値）以上、3点としている。（なお、これらの指標は、現在改訂作業中の教育振興基本計画の指標としても位置づけている。）

次に資料12ページで、ここでは第5次計画について、施策推進における基本的な方向及び施策の内容について記載している。ここでは、第4次計画におけるめざすべき基本的な方向として、（1）「誰一人取り残さない生涯学習支援」と、（2）「支え合い共に生きる社会を創る生涯学習支援」を引き継ぎつつ、新たに、個人のウェルビーイングと、地域全体のウェルビーイングという視点を付け加え、本計画における構成を記載している。さらに、個人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、地域全体のウェルビーイングの向上につながり、また個人のウェルビーイングの向上につながるといった、循環する姿を図で表現している。

具体的内容については、13ページをご覧ください。まず、基本的な方向（1）「初めに誰一人取り残さない生涯学習支援」としては、その施策の内容として、①多様性と包摂性に基づく学びを支援、②デジタル社会の進展を活かした学びを支援、③ライフステージに応じた生涯学習を支援、の項目に分けて記載している。

次に14ページであるが、ここでは基本的な方向（2）「支え合い共に生きる社会を創る生涯学習支援」として、①生涯学習を支える多様な人材を育成、②家庭教育を支援、③「教育コミュニティづくり」と地域学校協働活動を推進、④学びによるネットワークづくりや、企業・NPO・高等教育機関等多様な主体との連携・協働、の項目について記載している。

次に、15ページから16ページは、ページ11において先にご説明した「最重要目標」を含む、具体的な取組に関するそれぞれの目標値、及び今回から新たに、我々が施策を講じても直接効果が

わかりにくい項目については、参考値として、併せて定点的に観測していくこととしている。

続いて、17ページ、計画の推進に際しては、教育委員会事務局において、区役所・関係部局と連携しながら、生涯学習施策と関連する他の施策が互いに補完し合い相乗効果が発揮できるよう、効率的・効果的に生涯学習施策を推進することとし、「生涯学習大阪計画」プロジェクト会議において、本計画の施策体系に沿って、「生涯学習大阪計画」に掲げる成果指標に基づき、計画全体の進捗状況の確認を行うものとしている。

最後に、18ページ、今後のスケジュールについてご説明する。本日いただいたご意見を踏まえ、修正したものについて、改めて、教育委員会会議で議決いただいたのち、11月頃にパブリック・コメントを実施したいと考えている。その後、パブリック・コメントの内容を踏まえた修正等について、改めて社会教育委員会等にて検討し、教育委員会会議でご審議いただいたのち、市長決裁を経て、策定したいと考えている。

なお、19ページから24ページはこの間の経過にかかる参考資料となっているので、25ページ以降の素案と併せて、後ほどご参照いただけたらと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 識字・日本語教育について、外国籍住民が多い現状を踏まえ、重要であると考えます。「識字・日本語教室等に参加することで暮らしやすくなった」と回答する参加者の割合を指標としていますが、参加者自体を増やすための量的拡大策について何か取り組みはあるのか質問します。

【本生涯学習部長】 小中学校において外国にルーツを持つ児童生徒の増加を受け、その保護者を対象として新たな日本語教室の展開を計画しています。予算が認められれば、3年後には約640人規模の新しい識字・日本語教室の形態に発展させる見込みです。現時点で数値目標を明示していないのは、予算が未確定であるためですが、今後そうした拡大に取り組んでいくという表現になっております。

【森委員】 個人レベルだけでなく、地域に循環的な取組が広がれば、施策としても展開しやすく、理解も深まると感じます。加えて、11ページの記載のコミュニティ・スクールの目標値（小中学校間の差）設定の経過についてご説明ください。

【本生涯学習部長】 令和7年度の実績では、小学校で94.3%、中学校で88.5%となっており、小学校が高い数値なのに対し、中学校では校区が小学校より広がること等によりやや低めと

なっています。こうした実態を踏まえ、令和11年度の目標値として、小学校95%、中学校90%としました。

【森委員】 中学校は校区の広がりによりコミュニティの繋がりが弱まる面があるが、コミュニティ・スクールや教育コミュニティの理念のもとで、今後どうカバーしていくかが課題になることが理解できました。ありがとうございます。

【多田教育長】 ご意見を踏まえ、今後も説明のとおり進めてまいります。引き続きよろしくよろしくお願いいたします。

協議題第15号「『教職の魅力向上方針』」及び協議題第16号「『学校園の働き方ビジョン』等」についてを一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

協議題第15号「教職の魅力向上方針」について、この間、大阪市では初任給水準の引き上げをはじめ、様々な教員の人材確保策に取組、広報にも努めてきた結果、教員採用選考テストの受験者数は、平成30年度から令和3年度にかけて一定増加傾向にあった。しかしながら、全国的な教員の人材不足の状況のもと、本市の受験者数も、令和4年度以降は5年連続で減少しており、子どもたちによりよい教育を実現するためには、抜本的な対策を早期に講ずる必要がある。今年度の教員採用選考テストの受験者を対象に実施したアンケートにおいて、複数回答で大阪市を志望した主な理由を聞いたところ、テスト制度や説明会への参加を除くと、すべての回答に対する割合については、① 大阪市への愛着や通勤の便などが40%、② 採用前・採用後の研修制度の充実が16%、③ 特別専科教諭の配置など働き方改革の取組が11%、④ 全国トップクラスの初任給水準が7%、⑤ 教育施策が充実していることが6%、となっていた。これらの志望理由を踏まえ、抜本的な対策を検討すると、大阪市は、教職の魅力向上に、中長期的にしっかりと取り組んでいく意思があることを表明し、今後強化する総合的な取組が、方針に基づく一貫性のある取組であることを広く発信して、いま現場で働く教員のみならず社会からも、「教職の魅力向上をリードする大阪市」として、認知や信頼を得ていくことが重要であると考えている。そのため、総合教育会議の場で市長とも協議・調整したうえで、大阪市教育委員会としての方針を策定して参りたいと存じる。

次に資料3ページをご覧ください。方針の内容である。まず、「1 目的」について、教員の志願者数の推移や、この間の本市の取組を記載し、教職を社会的に選ばれる仕事に変容させて

人材を確保し、子どもたちへの教育を持続可能なものとするためには、本市の教職の魅力を発信するだけでは十分ではなく、義務教育費国庫負担制度のもと、公立学校園の教員として、社会から見つめられている以上、イメージだけではなく、教職という仕事の魅力を、現場の実態から本質的に、また全国的に高めていかなければならず、地方と国が手を携えて、この危機的な状況を乗り越えていけるよう、「教職の魅力向上をリードする大阪市」として、率先して貢献していく必要があるとしている。そのためには、今現場で働く一人ひとりの教員の自己実現を支援して、働きがいとモチベーションを高め、いきいきと子どもたちに向き合い、それぞれが熱意と専門性を発揮して、すべての子どもたちによりよい教育を実現することが何よりも大切であり、そしてひいては、教員が自らの職の魅力を自然に子どもたちに語れるような職場に変えていくことで、先生になりたいという子どもが増えるという、次世代への好循環が生まれ広がることを期待としている。そこで、大阪市が中長期的に、教職の魅力向上に貢献していくことができるよう、学校園現場の声も反映し、本方針を策定して、さらに強力に取り組を進めることとしたいと存じる。2の方針であるが、教職の魅力を向上させるため、これまで取り組んできた「働き方改革」に加え、「働きがい」の向上にも取り組み、教員の採用から退職まで、誰もが「働きやすさ」と「働きがい」を実感しながら自己実現できる職場をめざす、としている。そして、3の方針に基づく取組を推進したいと存じる。この方針を具体化するものとして、これまでの「働き方改革プラン」を発展させ、「学校園の働き方ビジョン」等を策定したいと考えている。なお、4ページには、採用や欠員の状況、離職率、休職者率に関するデータを掲載している。また、5ページには、本市教職員を対象に実施した働き方満足度調査の結果を掲載している。

続いて、協議題第16号「学校園の働き方ビジョン」等について、ご説明する。資料の2ページ、3ページをご覧ください。「学校園の働き方ビジョン」、「学校園における働き方改革アクションプラン」の概要版である。学校園における働き方改革について、現在の「第2期プラン」が今年度末で終了となるため、今年度中に次期プランを策定することとしている。次期プランについては、全体の構成を2部構成にしたいと存じる。第1部は「学校園の働き方ビジョン」として、理念やめざす姿、基本方針などを示す中長期的な指針とし、社会情勢等に大きな変化があった際に改訂するものとして考えている。第2部は「学校園における働き方改革アクションプラン」として、現行のプランと同様に、個別具体の取組について、教育振興基本計画に合わせて4年間を計画期間として位置付け、毎年度、取組ごとに進捗確認を実施する。

それでは、資料概要版①、学校園の働き方ビジョンについて、ご説明する。2ページをご覧ください

ただきたい。まず、題名は「学校園の働き方ビジョン」とし、副題は「全ての子どもたちへのより良い教育の実現に向けて」とする。資料左上には、ビジョンの考え方を記載している。教員の採用から退職まで、誰もが「働きやすさ」と「働きがい」を実感しながら自己実現できる職場環境を整えることで、教員一人ひとりが、いきいきと子どもたちに向き合い、それぞれの熱意と専門性を発揮して、すべての子どもたちへのより良い教育の実現をめざす。その実現に向けて、これまでの取組を継続・発展させるとともに、教員一人ひとりの働きがいを高めるための新たな取組を進め、教職の魅力を向上させる総合的な取組を推進していく。資料左下から、これまでの取組として、「第1期プラン」と「第2期プラン」の取組を記載している。資料左中段では、解消すべき課題を記載している。長時間勤務について、時間数は着実に減少しているものの、校種別では中学校、職種別では教頭が、他と比べて依然として多い状況にある。令和6年度の全校種・全教員の月平均28時間13分に対し、中学校は37時間31分、教頭は48時間4分となっている。休職者率について、精神疾患による休職者の割合が全国よりも高い状況にあり、また離職者数については、定年退職以外の普通退職者数が増加傾向にある。人材確保については、先ほどご説明したとおりである。これらの課題を踏まえ、このビジョンを策定したいと考えている。今回のプランでは、学校園における働き方の未来の絵姿・長期的な視点からの目標を示すべく、多様な教員が自らの役割を果たしながら、一貫性のある取組を積み重ねていけるよう、ビジョンを示している。資料の右上は、このビジョンでめざすこととする「多様な教員がいきいきと働く学校園」のイメージを示したものになる。例示している「やりがい」であれば、「私の大きなやりがいです。「教員になってよかった」と、心から思っています。」というような思いを持てる、その他、キャリア、自己実現、協力関係などの観点でも、多様な教員がいきいきと働く学校園をめざす。これにより、「全ての子どもたちへのより良い教育の実現」を図って参る。資料中央のビジョンから下に広がっていく図に示しているが、このビジョンは、働きがいを高め、教職の魅力を向上させるための総合的な取組を示す指針とする。先ほど魅力向上方針に基づく取組でご説明したとおり、これまでの「働き方改革による取組」に加え、「働きがいを高めるための新たな取組」を進める。資料の右下、このたびの法改正により、働き方改革に関して、国の指針に基づく「実施計画」の策定・公表や総合教育会議への報告が義務付けられた。本市では、今回策定する「ビジョン」と「アクションプラン」がこれに該当するので、その位置づけを記載している。

次に資料3ページをご覧ください。題名は「学校園における働き方改革アクションプラン」とし、取組期間を記載している。資料の左上、ビジョンを実現するために行動計画（アクション

プラン)を作成し、働き方改革を強力かつ着実に進めて参る。資料中央上部では、客観的なデータとして把握できる長時間勤務の解消だけではなく、主観的な教員自身の感じ方、ワークエンゲージメントも目標とする。資料右上に、アクションプランの目標を記載している。「長時間勤務の解消」については、国の目標として、令和11年度までに時間外勤務時間を「1か月あたり平均30時間程度に削減」することが掲げられたことを踏まえ、目標を設定する。具体的には、幼稚園と小学校はすでに月30時間を下回っていることから、「教員の1か月あたりの平均時間外勤務時間」を「中学校は30時間以下、幼稚園・小学校は20時間以下」とする。また、時間外勤務時間の学校園や個人ごとの濃淡をなくすこともめざし、「健康への影響が懸念される時間外勤務」、「ストレスチェックの総合健康リスク」の2点について、モニタリングの対象とする。「働きがい・満足度向上」については、令和8年度から実施するワークエンゲージメントに関する調査を踏まえ、関係する各指標の向上をめざすこととし、具体的には令和8年度中に設定するものとする。資料の中央になるが、目標達成を支える柱を、業務改革、人材育成、職場風土の3つの視点としている。また、この3つの視点に加え、一人ひとりの主体的な行動で働きがいを高め、教職の魅力を向上させて参る。資料下段では、働き方改革に関する代表的な取組を列挙して記載しているが、掲載内容は、現在、関係各所と調整しているところである。本日お配りしているアクションプランについては、今後とりまとめを行い、あらためてご説明したいと存じる。このアクションプランについては、教員一人ひとりが、業務上の課題に直面した際にすぐ参照でき、改善に向けたヒントを得られる実用的なツールとなるよう、教員の実際の働き方に即した観点で整理し、多岐にわたる日々の業務と直感的に結び付けやすい構成とする。

最後に、ビジョン等の策定スケジュールについて、資料37ページをご覧いただきたい。本日この場でご議論、ご意見をいただき、校園長会とも調整し、案をとりまとめて参る。また、アクションプランについては、あらためてとりまとめを行い、11月中旬のこの場でご説明したいと考えている。また、今後、総合教育会議においても、ビジョンやアクションプランについて市長とご協議させていただきながら、1月下旬の教育委員会会議に最終案を上程し、議決をいただく予定である。その後は、しっかりと内容を広く公表して参りたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 働き方ビジョンの2ページについて、2点質問いたします。まず1点目は、普通退職者数についてです。企業においては入社から5年以内の退職率が10%を超える場合もあ

り、勤続年数別にどのような層が普通退職となっているか、またその対応策について検討する必要があるのではないかと考えます。2点目は、同じくビジョン内に記載されている「働きやすさ」から「働きがい」への転換についてです。キャリアプランや人材育成、またそれに応じた専門性と処遇など、本人が将来的にどのようなキャリアを描けるかを考える上でも非常に重要な施策です。特に処遇については、市として独自に決定できるものなのか、あるいは予算や他部局との関係などで制約を受けるのではないかと懸念しておりますが、その点についてのご見解をお伺いします。

【上原教務部長】 2点ご質問いただきました。まず1つ目について、離職者数の年代別状況につきましては、先日調査を行いました。概ね、定年退職に至らない早期退職者のうち、20代及び30代がそれぞれ全体の3割程度を占めており、その他40代、50代、60代にも一定数存在しております。退職理由は様々ですが、他都市や私学へ移られる方もいれば、反対に本市へ他都市から来られる教職員もいる状況です。しかしながら、現状としては本市から他都市への転出超過が続いており、組織力に大きな影響を及ぼしていると認識しております。2点目の給与処遇に関しましては、予算との関係もあり、市長部局との協議が不可欠です。現状、国の方針で教職調整額を1%ずつ引き上げる取組が始められており、本市でも平成31年から市独自の取組として初任給を政令市トップ水準まで引き上げております。採用後4年目までは引き続き高い水準を維持しております。今後はこれらの課題を踏まえ、市長部局や財政当局とも協議を重ね、さらに適切な給与制度の構築を検討してまいりたいと考えております。

【大竹委員】 協議の余地はまだあるということでしょうか。

【多田教育長】 大変難しい問題であると認識しております。部長からも説明がありましたが、以前は大阪府が教員給与の権限を持っていた時期もありました。指定都市への移行後は一定程度市独自の裁量も生じましたが、最終的には市長の判断も大きく関わります。このため、現状について市長への説明を進めているところであり、最終的には総合教育会議で合意を得る形をめざしております。現時点で市長からの最終的な了承は出ておりませんが、財源や施策の効果等を十分議論したうえで、教員が大阪市で安心して長期にわたり勤務できる環境を整えるため、理念や方針の整理を行ってまいります。本件につきましては、できる限り早期に市長の考え方を確認し、教育委員会としてのスタンスをまとめたうえで、前向きな方向性を打ち出したいと考えております。難しい場合は来年度を見据えて検討を続けますが、現状の人材確保や新規採用者の状況等も踏まえ、可能な限り早急な対応をめざしております。

【森委員】 今ご説明いただいた教職の魅力については、非常に重要であり、待遇の保持や業務負担削減、職場の風土改善など多面的に取り組んでいくべき課題であります。教職への志望動機は大阪市への愛着や交通の便だけで決まるものではなく、教育そのものへの関心や子どもへの思いなど複合的な理由があります。しかし近年、教職の業務量や質、種類が増加し、待遇に見合わない状況となっていたこと、また業務時間が長く実質的な休憩時間もほとんどない現状では十分な共同やコミュニケーションを持つことも難しくなっています。同僚間で協力し合い、切磋琢磨できる職場風土を醸成し、心理的安全性の確保やウェルビーイングを推進していくことが重量であり、このビジョンの具体化を強く期待しています。

【長谷川委員】 アクションプランについても具体的な取組の記載が期待されるのですが、教員一人ひとりの取組のみならず、学校全体で取り入れる際の影響や、これを取り入れようとする際に管理職の視点で支障となる事項等についても検討が必要です。その効果や課題についても今後明記いただければ一層良くなると考えます。よろしくお願いします。

【上原教務部長】 ご指摘ありがとうございます。

【多田教育長】 本日ご示唆いただいた重要な視点や考えかたについて、今後より具体的に検討・反映させていきたいと思えます。できるだけ早期に市長の考えを確認し、議論の進捗に努めてまいります。よろしくお願いします。

報告第27号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

教育委員会教育長専決規則第2条第1項により急施専決処分を行いましたので、同条第2項に基づきご報告いたします。

前回の教育委員会会議にてご説明した、市岡小学校長については、9月の健康審査会で休職が相当と判定された。その後任人事について慎重に検討を進めた結果、市岡小学校副校長、武中大輔を昇任により充てることとし、9月24日付けをもって異動発令を行った。本来であれば、教育委員会会議の承認を経て発令を行うべきところであるが、管理職不在の速やかな解消等のため、教育長の急施専決処分により行った。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第28号「校長公募にかかる第2次選考の結果について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

第2次選考の合格者数について、最終合格者数を見据え、第3次選考からの受験者数を勘案し、小・中学校共通については内部・外部あわせて計69名、幼稚園については1名を合格とする。選考方法については、1グループ受験者3名を基本として集団面接を実施した。合否通知については、9月29日に受験者へ発送する予定である。今後のスケジュールについては、第3次選考の個人面接は、10月6日から17日まで実施する。

(5) 多田教育長より閉会を宣告